

# ANAマイレージクラブ ファミリーアカウントサービス

## ご利用案内

ご家族の積算マイルを合算して、ANAおよび提携航空会社の特典航空券やANA国際線アップグレード特典と交換いただけるサービスです。

### ご登録から特典のご利用までの流れ



### マイル合算とは・・・

(例えば)



※詳しくは2ページをご覧ください。

本冊子に掲載されている内容は、2017年2月現在の情報です。  
最新情報ならびに各サービスについて詳しくはANAウェブサイト ([www.anaskyweb.com](http://www.anaskyweb.com)) をご覧ください。

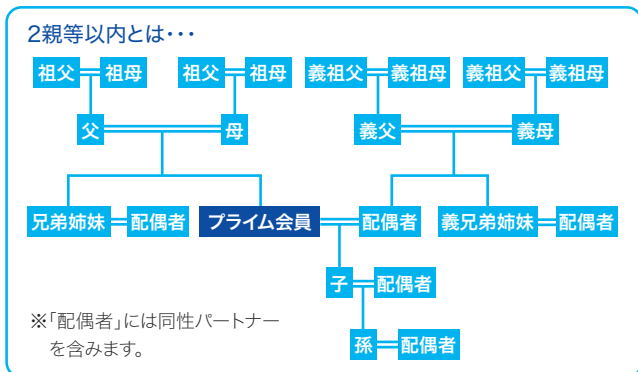
## STEP 1 本サービスへのご登録

### ■対象者

日本国外在住のANAマイレージクラブ会員の方で、親会員(以降、プライム会員)、プライム会員の配偶者・同性パートナーおよび2親等以内のご家族の方、2名様以上8名様(プライム会員を含む)まで登録できます。

※プライム会員のみでの登録はできません。

※ANAマイレージクラブに登録されている住所が、日本国内の場合は本サービスを利用できません。



### ■登録手数料

登録手数料(新規登録時および登録追加変更時)として、登録ごとに**1,000マイル**が必要です。

※登録手数料の合算はできません。

※プライム会員のマイル口座より引き落としとなります。

### ■マイル積算

マイルはANAマイレージクラブ会員お一人様ごとのANAマイレージクラブお客様番号(10桁)に対して積算されます。本サービスに登録のご家族単位(個人を合計して)では積算されません。

### ■登録方法



ANAウェブサイト

[www.anaskyweb.com](http://www.anaskyweb.com)から現在お住まいの国をお選びになり、登録してください。

※登録には、1~2週間ほどかかる場合があります。また、登録に際し、住居および続柄を証明できる書類の提出をお願いする場合があります。

## STEP 2 特典利用者登録

ANAマイレージクラブ ファミリーアカウントサービスの登録(P.1)をされた場合でも、特典利用に際しては、あらためて特典利用者の登録が必要です。

### ■特典利用対象者

ANAマイレージクラブの特典利用対象者と同様、プライム会員ご本人様、プライム会員の配偶者・同性パートナー、および2親等以内のご家族の方\*が利用できます。

\*会員ご本人様以外の方が特典を利用する場合、事前に「特典利用者登録」が必要です。特典利用者登録の詳細については、ANAウェブサイトをご覧ください。

※日本在住のANAマイレージクラブ ファミリーアカウントサービスに登録されていない方も利用できます。

### ■マイルの合算方法について

以下の優先順位で自動的にマイルの合算をいたします。

#### ▶ 特典のお申し込み、シーズン変更に伴う差額調整

- ①有効期限が近い順(口座年月が古い順)
- ②減算するマイル数が少ない口座
- ③プライム会員
- ④家族会員

#### ▶ 払戻手数料マイル

- ①有効期限が近い順(口座年月が古い順)
- ②減算マイル数が少ない口座
- ③家族会員
- ④プライム会員

#### ▶ 払い戻しの際のマイルのお戻し

- ①有効期限が新しいマイル(口座年月の新しいマイル)
- ②払戻マイル数の多い口座
- ③家族会員
- ④プライム会員

## STEP 3 特典のお申し込みご利用

特典利用の際、ANAマイレージクラブ ファミリーアカウントサービスへプライム会員および家族会員として登録された各メンバーのマイルを合算して、特典に交換できます。

### ■申込方法

以下のいずれかの方法で、プライム会員がお申し込みのお手続きをしてください。



#### ANAウェブサイト

ANAウェブサイトですべての航空会社および旅程の予約が可能です。

※変更・払い戻しはインターネットではできません。



#### 電話

各地域にあるANA支店までプライム会員の方が各特典のお申込期日に従い、お申し込みください。

※マイルの合算による特典への交換は、マイルの有効期限内(利用された月から36ヵ月後の月末まで)にお申し込みください。有効期限の切れたマイルの合算はできません。

### ■交換できる特典

- ▶ ANA日本国内線特典航空券
- ▶ 提携航空会社特典航空券\*
- ▶ ANA国際線特典航空券
- ▶ ANA国際線アップグレード特典

\*マイル合算をするいずれかの会員が、特典利用の申込時より3年以内にANAグループ便国際線搭乗による積算記録が必ず1回以上あることが条件です。

※各特典のご利用条件およびご利用方法についてはANAウェブサイトをご確認ください。

## ご利用上の規約

### 第1条 (総則)

1. この規約に定めるANAマイレージクラブ ファミリーアカウントサービス(以下「AFA」という)は、全日本空輸株式会社(以下「ANA」という)により運営される日本国外在住のANAマイレージクラブ会員およびその家族向けのマイレージプログラムサービスです。
2. AFAの利用対象者は日本国外在住のANAマイレージクラブ会員とその家族とします。
3. 本契約に定めのない事項および語句の定義については、「ANAマイレージクラブ会員規約」を適用します。
4. ANAマイレージクラブ会員規約および、AFA利用規約は予告なく変更することがあります。

### 第2条 (サービス利用・会員条件)

1. AFAを利用するには、ANAマイレージクラブへ入会後AFA登録手続きが必要です。会員各個人に対して付与されるANAマイレージクラブのお客番号は、AFA利用時に必要となります。
2. AFA会員には、プライム会員と家族会員(両者を合わせて以下「会員」という)があり、家族を登録の単位とします。会社や法人単位での登録はできません。
3. AFAは、日本国外に在住の期間、日本国外で生活するANAマイレージクラブ会員(プライム会員)とその家族が登録・利用できるものとします。
4. プライム会員とは、原則として日本国外に在住しているANAマイレージクラブ会員本人とし、AFA利用規約(以下「本規約」という)を承諾のうえ、ANAに登録を申し込み、ANAが所定の審査を行い承認した方をいいます。
5. 家族会員とは、プライム会員から2親等以内の親族のうち日本国外在住者最大7名まで(プライム会員を含め2名以上合計8名まで)が登録できるものとし、本規約を承諾のうえ、プライム会員を通じて所定の方法により登録を申し込み、ANAが承認した方をいいます。プライム会員が退会その他の理由でプライム会員の資格を喪失したときは、家族会員も同時に失効するものとします。登録の際、生年月日、プライム会員との続柄ならびに日本国外在住を証明できる書類の提出を必要とします。
6. プライム会員は、申込内容の虚偽・錯誤、マイルの不正使用、家族会員登録の偽造等を含む不正申請に起因して生じたANAおよび第三者の損害またはクレームに対して一切の責を負うものとします。
7. 会員は、重複してAFAに登録を申し込み、資格を得ることはできません。会員が複数のAFA登録をしていることが判明した場合、自動的に1つに統合します。
8. 日本国外在住者とは、実際に日本国外に在住する住所を有することとし、その住所をANAマイレージクラブへ登録する必要があります。

### 第3条 (登録方法)

AFAの登録手続きは、日本国外のANAマイレージクラブ・サービスセンターへの必要書類の届出、もしくはwww.anaskyweb.comにて申し込みます。登録申込みを受け、ANAは第2条に基づき審査したうえで登録を認めた方について登録します。登録には、1~2週間ほどかかる場合があります。

### 第4条 (登録手数料)

1. 登録時は、手数料として1,000マイルがかかります。なお、支払われた手数料は、理由の如何を問わず返却いたしません。
2. 登録手数料は、会員の追加登録ごとに、追加人数を問わず1,000マイルが必要となります。登録解除時は、変更料はかかりません。
3. 登録手数料はプライム会員の口座から引き落とされます。また、手数料は会員同士のマイルを合算して支払うことはできません。
4. 所定の手数料の支払いができないときは、登録をすることはできません。

### 第5条 (会員資格の発効)

1. ANAが登録手続きを完了した時点で会員資格が発効し、AFAが利用可能となります。
2. ANAマイレージクラブの登録住所が日本住所の方は、AFAへ登録できません。また、AFA登録後の転居時は速やかにANAへ届け出るものとします。
3. 日本国外在住の同居家族、または別居家族が増えた場合には、プライム会員からの届出により、家族会員として追加することができます。

## 第6条 (FA会員証)

AFAのサービスを利用する際には、必ずANAマイレージクラブカードの提示が必要です。

## 第7条 (登録資格の失効)

1. 会員がAFA登録を解除する場合は、プライム会員により所定の届出書を提出するものとします。なお、プライム会員が登録解除をする場合、同時に家族会員の登録も失効するものとします。
2. 第2条第3項に基づきプライム会員が海外より日本へ転居する際には前項の退会手続きを遅滞なく行うものとします。
3. 会員は、ANAが上記手続きを完了したと認めたときをもって登録資格を失効したものとします。
4. プライム会員が日本国外より日本へ転居した場合、家族会員を含めAFA登録資格は自動的に失効します。
5. 家族会員全会員が登録解除した場合、プライム会員の登録も自動的に失効するものとします。
6. 前各号の他、会員が第2条の条件を満たさなくなった場合、会員資格は失効します。
7. 会員が次の各号の一に該当する場合は、ANAは何らの通知、催告を要することなく、当該会員およびAFA全会員の登録を取り消すことができます。
  - (1) 登録申込時に虚偽等の不正な申告をした場合
  - (2) 本規約またはANAマイレージクラブ会員規約に違反した場合
  - (3) その他、信頼関係の破壊等、ANAが合理的理由に基づき会員として不適当と認めた場合

## 第8条 (その他の規定事項)

1. AFA関連の通知、送付書類等はANAマイレージクラブの通知と同様の、指定された住所にのみ送付されます。
2. AFA登録者が特典の不正使用、本規約またはANAマイレージクラブ会員規約もしくはその手続きに違反、虚偽の通知等があった場合、またはその他ANAとの信頼関係を著しく損なう行為を行った場合には、プライム会員および家族会員全員に対し、AFA会員資格およびANAマイレージクラブ会員資格の取り消し等、ANAマイレージクラブ会員規約第29条に定める措置を講じることがあります。
3. 会員による届出または日本国内への転居等により、AFA会員資格が失効した場合でも、ANAマイレージクラブの会員資格は継続します。

## 第9条 (特典の種類)

AFA会員は、登録家族単位でマイルを合算して以下の特典に引き換えることが可能です。なお、特典は予告なく変更される場合があります。

- ① ANA国際線特典航空券
- ② ANA日本国内線特典航空券
- ③ ANA国際線アップグレード特典
- ④ 提携航空会社特典航空券

※ただし上記④申請時には、マイル合算をするいずれかの会員が、特典申請時より3年以内にANAグループ便国際線搭乗による積算記録が必ず1回以上あることを条件とします。

## 第10条 (特典の利用者と範囲)

特典利用対象者は、プライム会員(申請者)の2親等以内の親族(日本在住者含む)の方とします。プライム会員以外が特典を利用する場合は、別途「特典利用者登録」が必要です。また登録の際、続柄を証明できる書類の提出を必要とします。

## 第11条 (特典の申込)

ご家族利用特典の申請は、インターネットもしくはプライム会員の居住している日本国外のANAマイレージクラブ・サービスセンターでのみ受付を行うこととします。また、ご家族利用特典の申請については家族会員の同意のもと、必ずプライム会員自身が行うこととし、家族会員からの当該特典の申請はできないものとします。

## 第12条 (特典利用上の制限)

1. マイルの換算、搭乗実績の積算方法、特典内容等は、AFAにおいて特に定めた事柄を除き、ANAマイレージクラブの会員規約が適用されます。
2. AFA登録会員に対してのみ提供されるANAマイレージクラブにおける特典に関しては、日本国外に居住中のみ有効とします。AFA登録解除後または日本国内へ転居後は、ご利用になれません。
3. ANAは、AFAまたはANAマイレージクラブを終了する場合があります。その場合には、別途定める場合を除き、AFAの利用およびANAマイレージクラブの搭乗実績の積算、特典の利用等も同時に終了するものとします。

全日本空輸株式会社(2017年2月現在)